

了徳寺大学 履修規程

平成 18 年 4 月 4 日
大学規則 第 3 号

(目 的)

第 1 条 この規程は、了徳寺大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、授業科目（以下「科目」という。）の履修方法、試験及び成績評価に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(授業科目)

第 2 条 各学科の科目、単位の必修、選択の区分は学則別表 1 のとおりとする。

2 毎学年の科目及び担当教員は、シラバスにより、その学年の始めに発表する。

3 前項のシラバスには、別添の作成要領に基づき、総合学修目標、個別学修目標、授業計画、テキスト・参考文献、成績評価方法、オフィスアワー、その他必要な事項を記入する。

(履修登録)

第 3 条 学生は、その学年中に履修しようとする科目を本学所定の様式により、学年の始めの指定の期日までに履修登録をしなければならない。

2 既に単位を習得した科目は、再び履修することはできない。

3 履修登録後の変更は、原則として認めない。

(履修単位数の上限)

第 3 条の 2 1 年間に登録できる卒業に必要な履修単位数は、原則として次のとおりとする。

学部学科		履修単位数の上限
健康科学部	理学療法学科	4 4 単位
	整復医療・トレーナー学科	5 0 単位
	看護学科	4 4 単位

(授業の出欠席と公欠等)

第 4 条 授業に際しては出席の確認を行う。

2 学生は、授業を欠席するとき又はしたとき、その理由を授業担当者に伝えるとともに、欠席する日の前日までに欠席届を事務局学生支援課に提出しなければならない。ただし、欠席を予定できなかったときは、欠席の理由が終了した日の翌日から 5 日以内に欠席届を提出するものとする。

3 前項に規定する欠席のうち次の各号に該当するものは、公欠とし、出席扱いとする。

(1) 学校保健安全法施行規則第 1 9 条に規定する感染症に罹患した場合

(2) 教育課程に規定する授業科目の学外実習を履修する場合

(3) 大学の行事に参加する場合

- 4 前項の他、次に掲げる各号に該当するものは、準公欠とし、出席扱いとする。
- (1) 親族が死亡した場合で、葬儀、服喪等その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事のため登校できない場合。欠席扱いとしない期間は、特別な事由ある場合を除き、死亡した日又は死亡した日の翌日から連続した次の日数とする。
配偶者（10日以内）、父母・子（7日以内）、祖父母・兄弟姉妹（3日以内）、曾祖父母・伯父伯母・叔父叔母・甥・姪（1日）
- (2) 通学に利用する交通機関の運休等により登校できなくなった場合又は授業開始時刻に遅れた場合
- (3) 学長が特に必要と認めた場合
- 5 集中授業については、第3項に定める公欠及び第4項に定める準公欠を適用しない。
- 6 学生は、他の学生に成り代わり授業に出席してはならない。

(授業の出欠確認)

- 第5条 授業の出欠確認は原則として授業の開始時に行うものとし、30分以上の遅刻・早退は欠席とみなす。
- 2 学外で行う演習、実習科目の出欠確認は、当該科目担当教員もしくは当該実習機関の定めるところによるものとする。

(授業の受講)

- 第6条 学生が授業を受講するときの規律は、別に定める「授業の受講に関する細則」によるものとする。
- 2 授業を受講する者が前項の細則に定める禁止事項に違反したときは、違反の対象となった授業科目の授業への出席を停止する。

(教育職員資格課程)

- 第7条 整復医療・トレーナー学科及び看護学科の学生で教育職員免許状を取得しようとする者は、教職員免許法に基づく科目の単位を修得しなければならない
- 2 教育職員免許状種類および免許教科は、次のとおりとする。

学部学科	免許状の種類	免許教科
健康科学部 整復医療・トレーナー学科	中学校教諭 一種免許状	保健体育
	高等学校教諭 一種免許状	保健体育
健康科学部 看護学科	養護教諭 一種免許状	

(アスレティックトレーナー資格課程)

第8条 整復医療・トレーナー学科の学生でアスレティックトレーナーの資格を取得するためには、本学で定められた単位を修得すること。

(健康運動指導士資格課程)

第9条 整復医療・トレーナー学科の学生で健康運動指導士の資格を取得するためには、本学で定められた単位を修得すること。

(認定ストレングス&コンディショニングスペシャリスト資格課程)

第10条 整復医療・トレーナー学科の学生で認定ストレングス&コンディショニングスペシャリストの資格を取得するためには、本学で定められた単位を修得すること。

(保健師資格課程)

第11条 看護学科の学生で保健師の資格を取得するためには、本学で定められた単位を修得すること。

(トレーニング指導者資格課程)

第12条 理学療法学科の学生でトレーニング指導者の資格を取得するためには、本学で定められた単位を修得すること。

(ストレスフリーセラピスト資格課程)

第13条 整復医療・トレーナー学科の学生でストレスフリーセラピストの資格を取得するためには、本学で定められた単位を修得すること。

(成績の判定)

第14条 履修した科目の成績判定は、試験の成績による。

2 前項に定める試験の種類は、定期試験及び定期試験以外の方法（授業時に行う随時の試験、レポート、課題作品等）とする。

(定期試験)

第15条 定期試験は、これをシラバスに計画している科目について、各科目の所定の授業が終了した学期末の大学が定める時期に行う。

2 前項の定期試験は、筆記、実技、実習、レポート提出等の方法により行う。

(追試験)

第16条 病気その他やむを得ない理由により定期試験を受けることができなかった科目のある者に対して、当該科目について追試験を行う。

2 前項の追試験を受けようとする者は、本学所定の様式に定期試験を受けられなかった理由を証する文書を添えて、指定された期日までに学長に提出しなければならない。

(再試験)

第17条 定期試験において不合格となった科目のある者に対して、当該科目について再試験を行う。

- 2 前項の再試験を受けようとする者は、本学所定の様式に必要事項を記入し、指定された期日までに学長に提出しなければならない。

(受験資格)

第18条 定期試験において次の各号に該当する者は、当該科目の試験を受けることができない。

- (1) 出席回数が当該科目の授業回数の3分の2に満たない者
- (2) 欠席、公欠及び準公欠の回数合計が当該科目の授業回数の2分の1を超える者
- 2 授業料その他の学納金の未納者は、受験することができない。
- 3 履修登録していない科目については、受験することができない。

(試験の不正行為)

第19条 試験において不正行為を行った者は、その試験期間中に受験した科目を無効とし、以後の受験資格を失うものとする。

- 2 試験監督の指示に違反した場合は、不正行為があったものとみなす。

(成績の評価)

第20条 成績評価は100点満点とし、当該科目の担当教員が次の基準により行う。ただし、再試験に合格した者の成績は60点とする。

判定	成績	評価
合格	90点以上 100点まで	秀
	80点以上 90点未満	優
	70点以上 80点未満	良
	60点以上 70点未満	可
不合格	60点未満	不可

(GPA)

第21条 健康科学部において、学期毎にGPAを表示し、以下の計算式によって計算する。

$$GPA = \frac{[(\text{科目の単位数}) \times (\text{その科目で得たグレードポイント})] \text{の総和}}{(\text{履修登録した単位数}) \text{の総和}}$$

(少数点第3位以下切り捨て)

- 2 成績表示に対するグレードポイントは次のとおりとする。

成績	成績表示	グレードポイント
90点以上 100点まで	A	4.0
80点以上 90点未満	B	3.0
70点以上 80点未満	C	2.0

60点以上	70点未満	D	1.0
60点未満		E	0.0

3 2学期連続以上連続して、GPA 4.0の者に対しては、1年間に登録できる制限単位数を超えた履修登録を認めることができる。

4 3学期連続してGPAが2.0未満の者に対し、成業の見込みがないものとして、退学勧告をすることができる

(再履修)

第22条 成績評価において不合格となった者が、その授業科目の単位を修得しようとするときは、あらためて履修登録をし、再履修しなければならない。

2 秀・優・良・可いずれかの成績評価を得た授業科目は再履修することはできない。

(雑則)

第23条 この規程に定めるもののほか、履修に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

2 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

3 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

4 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

5 この規程は、平成23年9月26日から施行する。

6 この規程は、平成24年1月5日から施行する。

7 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

8 この規程は、平成24年7月5日から施行する。

9 この規程は、平成24年11月1日から施行する。

10 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

11 この規程は、平成25年10月1日から施行する。

12 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

13 この規程は、平成27年1月5日から施行する。

14 この規程は、平成28年7月7日から施行する。

15 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

16 この規程は、平成30年4月1日から施行する。第3条の2の規程について、平成29年度以前に整復医療・トレーナー学科に入学した者は、履修単位数の上限を44単位とする。

17 この規程は、2019年4月1日から施行する。第3条の2の規程について、2017年度以前に整復医療・トレーナー学科に入学した者は、履修単位数の上限を44単位とし、2018年度に整復医療・トレーナー学科に入学した者は、履修単位数の

上限を48単位とする。

18 この規程は、2019年10月1日から施行する。

別添（第2条第3項関係）

シラバスは、『学生への透明性』を高めることを狙いとしていることを念頭に、以下の要領で1科目につきA4版用紙1枚（MS明朝10.5ポイント）に収まるよう、別紙様式に指定した事項のすべてを記入する。

1 総合学修目標

この授業を通して、履修者がどのような知識や能力、態度などを身に付けることを意図しているのか、具体的に記入する。

2 個別学修目標

「総合学修目標」を達成するための具体的な到達目標を記入する。この到達目標は、成績評価に関連するので、例えば「〇〇ができるようになる。」など、学生にわかりやすく表記する。

3 授業計画

- (1) 各授業の「講義テーマ」や「概要（キーワード）」を、授業回数分、明瞭に記入する。複数回にわたり同様の授業内容を記載することはできない。
- (2) オムニバス形式の授業は、授業回数ごとに担当教員を記入する。
- (3) 学年暦で半期15回の授業回数を確保している。従って、定期試験は15回の授業終了後、学年暦で定めた期間に実施することとなる。

4 テキスト・参考文献

必要に応じて、テキストの書名、著者名、編者名、出版社名、定価等を記入する。また、学生が発展的な学修をするための参考文献を記入する。

- (1) テキスト 授業に必ず持参するもの。
- (2) 参考文献 学修の際に読むことを強く推奨するもの、及び参考文献として適切なもの。

5 成績評価基準及び評価方法

前記2で記入した到達目標に対応して、具体的な評価方法を数値として記入する。この項目は、単位認定・評価の最も重要な事項である。学生の成績への異議申し立てに対して重要な説明根拠となる。達成目標の実現にとってこの評価方法が妥当であると説明できなければならない。

【成績評価方法の記入】

達成目標に対応させて、「定期試験の〇点（〇%）、小テスト〇点（〇%）、レポート〇点（〇%）、合計〇点（100%）で評価する。」と記入する。

留意点：① 授業は出席することが前提であり、出席回数は評価の対象としない。

② 成績評価の客観性・厳格性確保の原則に則り、平常点、授業態度は評価の対象としない。

6 オフィスアワー

専任教員は、オフィスアワーの曜日・時間・場所等を記入する。最低週1コマ、最高1コマです。当該年度の時間割決定後、確定することになる。

客員教授及び非常勤講師は、質問等を受け付ける方法を記入する。

7 その他

- (1) 学生が履修する上での準備学修に関する内容を記入する。スペースに収まらない場合は、主に第1回目の授業に向けた内容を記入する。
- (2) テキスト以外で教材等が必要な場合は、内容と金額を明記する。